

令和3年度

鳥取県包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人
税理士 谷 田 真 基

目 次

第 1 章 監査の概要	1
第 1 監査の種類	1
第 2 選定した特定の事件（テーマ）	1
第 3 監査の対象とした理由	1
第 4 監査を実施した期間	1
第 5 監査対象部局	1
第 6 監査の方法	2
第 7 監査の視点	2
第 8 監査手続	3
第 9 包括外部監査の実施者	3
第 10 利害関係	3
第 2 章 監査対象の概要	4
第 1 鳥取県の防災対策の概要	4
1 日本の防災対策	4
2 鳥取県の防災対策	7
第 2 鳥取県の自然条件の特性と既往の災害	11
第 3 監査対象とした防災・減災に関する事業	12
第 3 章 監査の結果	15
第 1 危機管理局・危機管理政策課	15
1 住民避難体制整備総合事業（人材活用事業）	15
2 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・ハザード画像の作成）	15
3 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水CGの作成）	16
4 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水表示システムの作成）	17
5 住民避難体制整備総合事業（地域防災力強化事業）	18
6 住民避難体制整備総合事業（災害時の要支援者対策事業）	20
7 住民避難体制整備総合事業（人材等育成・人材育成研修）	22
8 住民避難体制整備総合事業（人材等育成・意識啓発研修）	22

9	住民避難体制整備総合事業（人材等育成・避難所運営リーダー研修）	23
10	避難所の生活の質向上事業（指定避難所生活環境整備支援事業）	25
11	避難所の生活の質向上事業（福祉避難所事前配備資機材整備事業）	26
12	避難所の生活の質向上事業（要配慮者が避難しやすい避難所環境確保事業）	26
13	避難所の生活の質向上事業（備蓄倉庫機能強化事業）	28
14	「拠点避難所」設置モデル事業	30
第2	危機管理局・消防防災課	31
1	自主防災組織新規設立支援事業	31
2	地域防災リーダー養成事業（防災士養成研修）	34
3	地域防災リーダー養成事業（スキルアップ研修）	37
4	地域防災リーダー養成事業（職員災害応援隊等防災士資格取得事業）	37
第3	県土整備部・道路企画課	38
1	防災・安全交付金（交通安全）	38
2	防災・安全交付金（災害防除）	39
第4	県土整備部・河川課（一部、危機管理政策課を含む。）	43
1	総合的な流木対策事業（河川）	43
2	避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・堤防舗装及び法肩保護工）	44
3	避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・水防体制強化（大型土のう袋購入））	46
4	避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（流域貯留対策）	47
5	避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（水害リスク情報の提供）	48
6	防災・安全交付金（情報基盤整備）	49
7	樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業〔公共事業〕	53
8	防災安全・交付金事業（河川改修）〔一般公共事業〕（特定構造物改築事業）	54
9	防災安全・交付金事業（河川改修）〔一般公共事業〕（河川改修事業）	59
10	水防対策費（鳥取県水防訓練及び水防講習会）	59
11	水防対策費（水防資器材の補充）	60
12	水防対策費（水防功労者表彰）	85
13	水防対策費（排水ポンプ車等管理運営費）	85
14	水防対策費（排水ポンプ車更新費）	85
第5	県土整備部・治山砂防課	88
1	治山事業（県土）〔一般公共事業〕	88
2	防災・安全交付金（通常砂防事業）〔一般公共事業〕	93

3	防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）〔一般公共事業〕	101
4	土砂災害防災意識啓発事業	108
第6	農林水産部・農地・水保全課	112
1	ため池安全総合対策強化事業（地域で取り組むため池管理推進事業）	112
2	ため池安全総合対策強化事業（ため池防災減災対策推進事業）	113
3	ため池安全総合対策強化事業（総合的な流木対策検討事業（ため池））	115
第7	生活環境部・住まいまちづくり課	117
1	住宅建築物耐震化総合支援事業（震災に強いまちづくり促進事業）	117
2	住宅建築物耐震化総合支援事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	120
3	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・講習会開催事業）	122
4	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・木造住宅耐震化考査）	123
5	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法講習会開催事業）	123
6	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法モデル事業）	124
7	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・低コスト工法地区別勉強会）	124
8	住宅建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業・パンフレット作成）	125
9	住宅建築物耐震化総合支援事業（応急危険度判定士育成事業・応急危険度判定士養成講習会）	125
10	住宅建築物耐震化総合支援事業（応急危険度判定士育成事業・判定実地訓練事業）	126
11	住宅建築物耐震化総合支援事業（津波避難施設整備促進事業）	127
第8	商工労働部・商工政策課	127
1	鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（普及啓発・計画策定の推進）	127
2	鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業（中小企業災害対応力強化支援補助金）	129
第9	福祉保健課	130
1	社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業	130
第4章	指摘及び意見の件数	133
第5章	総評	136

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

我が国では近年大規模地震が頻発し、活断層を震源とする直下型の地震はいつどこで発生してもおかしくないと言われている。また、昨今の異常気象により、日本中で過去に例を見ないような集中豪雨等も頻発し、過去の経験からは推し測れないような甚大な災害が引き起こされている。これらの現象は季節や地域に左右されることなく発生しており、鳥取県でもこれまで以上に災害に対する警戒が必要になっている。

こうした中、県では、県民の生命・財産を災害から保護することを目的として「鳥取県地域防災計画」を策定しており、本計画を中心に様々な防災・減災に関する事業に取り組んでいる。令和2年度の予算編成においても、昨今の状況に鑑み、自然災害への備えの緊急性の高さから、防災・減災に関する事業へは積極的な予算計上が行われている。

これらの事業が適切、かつ、効果的に実施されているかについて検討することは、県民にとっても関心が高いところであると考え、防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行を本年度監査のテーマに選定した。

第4 監査を実施した期間

令和3年7月5日から同年12月31日まで

第5 監査対象部局

- ・危機管理局
- ・県土整備部
- ・農林水産部
- ・生活環境部
- ・商工労働部
- ・福祉保健部
- ・中部総合事務所
- ・西部総合事務所

第6 監査の方法

- 1 監査の対象事業の概要把握のため、所管部署の担当者へのヒアリングを実施した。
- 2 監査の対象事業の事務が適切に行われているかを確認するため、所管部署へのヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施した。
- 3 水防倉庫において、水防資器材及びその他の備蓄品が適切に管理されているかを確認するため、現場視察、関連資料の閲覧及びヒアリングを実施した。

第7 監査の視点

地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等のあり方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

私たち4人は、税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる県民の声を受け止める立場にある。その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄使いは県民の納税意欲を減退させることになると考えられる。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で県民は、税の使われ方に大変注目している。従って我々は、このたび包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる県民の目線で監査することを心がけた。

具体的には次の着眼点で監査した。

- 1 関係法令、条例及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- 2 いわゆる3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、合理的に実施されているか。

なお、本報告書において、「指摘」又は「意見」として付した事項については、「指摘」、「意見」の内容をそれぞれ次のとおり定義している。

「指摘」：関係法令、条例及び諸規程等の違反、或いは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項

「意見」：関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点からは是正措置の検討が望まれる事項

第8 監査手続

次の日程により、各担当課から関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を行うとともに、関係する鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所、鳥取港湾事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センターへヒアリング及び監査を実施した。

監査対象機関	実施日
予備調査（農地・水保全課、経営支援課、消防防災課、水産課、危機対策・情報課、空港港湾課、生産振興課、危機管理政策課）	7月29日(木)
予備調査（道路企画課、とっとり農業戦略課、河川課、治山砂防課、畜産課、県産材・林産振興課）	7月30日(金)
予備調査（立地戦略課、雇用政策課）	8月2日(月)
本監査（福祉保健課、農地・水保全課、道路企画課、商工政策課）	8月30日(月)
本監査（消防防災課、住まいまちづくり課）	8月31日(火)
本監査（河川課）	9月13日(月)
本監査（治山砂防課）	9月14日(火)
本監査（危機管理政策課）	10月25日(月)
本監査（西部総合事務所）	11月22日(月)
本監査（中部総合事務所）	11月25日(木)
本監査（鳥取県土整備事務所）	11月26日(金)
本監査（八頭県土整備事務所）	11月29日(月)
本監査（日野振興センター）	11月30日(火)
本監査（鳥取港湾事務所）	12月9日(木)

上記の他に、外部監査人の事務所等で報告書の作成及び協議の会議を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	谷田 真基
外部監査人補助者	税理士	岸本 信一
外部監査人補助者	税理士	岩谷 章男
外部監査人補助者	税理士	西村 隆行

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 鳥取県の防災対策の概要

1 日本の防災対策

我が国は地理的、地形的、気象的諸条件から、地震や津波に加え、台風、豪雨、積雪等の自然災害が発生しやすい国土とされる。実際に、毎年、自然災害により多くの人命や財産が失われている。また、南海トラフ地震や首都直下地震等大規模地震の切迫性が指摘されており、自然災害は国の安全・安心に係わる大きな脅威となっている。

自然災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することは国の最重要課題である。甚大な被害をもたらした昭和34年の伊勢湾台風を受け、国、地方公共団体等の総合的かつ計画的な防災体制の整備を図るため、昭和36年に災害対策基本法が制定された。以後、発生した大規模災害の教訓を踏まえつつ、絶えず災害対策基本法を基本とした災害対策法制の見直しが行われている。

災害対策基本法の概要

1	防災に関する理念・責務の明確化	
<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化 ○国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等 ○住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等 		
2	防災に関する組織	3
<ul style="list-style-type: none"> ○国：中央防災会議、災害対策本部（特定、非常、緊急） ○都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部 		<ul style="list-style-type: none"> ○中央防災会議：防災基本計画 ○指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画 ○都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画
4	災害対策の推進	5
<ul style="list-style-type: none"> ○災害予防（防災訓練の実施、資材の備蓄等）について ○災害応急対策（被害情報の収束、避難指示、広域避難の協議、応援の要請等）について ○災害復旧について各実施責任主体が実施すべき基本的方針を規定 		<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者名簿・個別避難計画の事前作成 ○災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化 ○罹災証明書、被害者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充 ○広域一時滞在・物資輸送の枠組の法定化
6	財政金融措置	7
<ul style="list-style-type: none"> ○法の実施に係る費用は実施責任者負担、激甚な災害に関する、国による財政上の措置（激甚災害法による災害の指定、国民負担のかさ上げ等の根拠を規定） 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害緊急事態の布告⇒政府の方針（対処基本方針）の閣議決定 ○緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）

（出典：内閣府「日本の災害対策」）

災害対策基本法では、予防、応急、復旧・復興という災害のあらゆる局面に応じ、国や地方公共団体等の権限と責任が明確化されており、官民の関係主体が連携して対策を講じることとされている。災害対策基本法に規定される国や都道府県等の責務を整理すると次表のとおりとなる。

国、都道府県等の責務

機関	責務	災害対策基本法 適用条文
国	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に関し万全の措置を講ずる ○災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画の作成・実施 ○地方公共団体、指定（地方）公共機関等が実施する防災に関する業務の推進 	第3条
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○当該都道府県の地域に係る防災に関する計画の作成・実施 ○市町村及び指定地方公共機関の防災に関する業務の実施補助・総合調整 	第4条
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○当該市町村の地域に係る防災に関する計画の作成・実施 ○消防機関、水防団その他の組織の整備 ○公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進 	第5条
指定公共機関、指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○その業務に係る防災に関する計画の作成・実施 ○国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう協力 ○その業務の公共性及び公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与 	第6条
住民等	<ul style="list-style-type: none"> ○生活必需物資の備蓄等、自ら災害に備える手段を講ずる ○防災訓練その他の自発的な防災活動への参加 ○過去の災害から得られた教訓の伝承等の取組み 	第7条

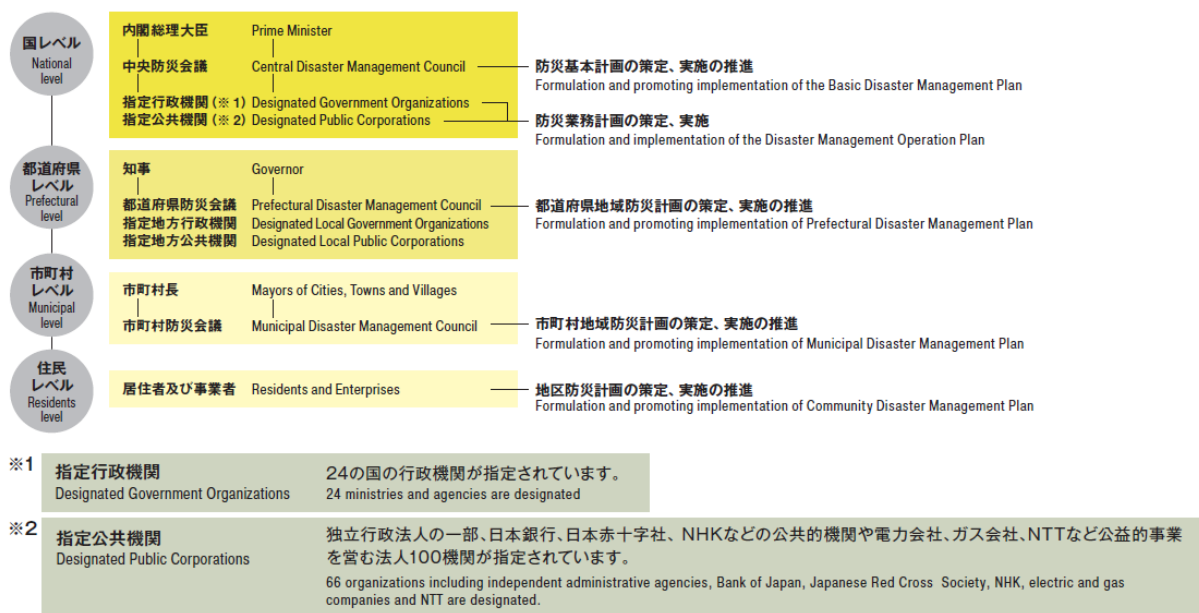
これらの国や都道府県等の責務のほか、災害対策基本法では防災に関する組織体制として、国、都道府県、市町村それぞれに中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議の設置を定めている。

中央防災会議は、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚、主要な公共機関の長及び学識経験者で構成されている。同会議では、防災基本計画の作成や防災基本方針の策定などを

行うとともに、内閣総理大臣や防災担当大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議するなど、総合的な災害対策を推進する役割を担っている。同様にして、都道府県防災会議及び市町村防災会議においても、都道府県知事や市町村長の諮問に応じて各地域に係る防災に関する重要事項を審議している。

また、中央防災会議で策定される防災基本計画は、防災業務計画や地域防災計画の基になる防災対策の総合的・長期的な計画となるものであり、この基本計画に沿って都道府県防災会議や市町村防災会議で地域防災計画の作成が行われ、その実施の推進が図られている。

防災体制の概要 Outline of the Disaster Management System



(出典：内閣府「日本の災害対策」)

災害対策基本法の制定以前は、災害の都度、関連法律が制定され、他法律との整合性について十分考慮されないまま作用していたため、防災行政は十分な効果をあげることが出来なかったと言われている。災害対策基本法は、このような防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された。

このように日本の防災対策は、災害対策基本法が中心となっており、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、組織や責務など様々な規定が置かれている。

2 鳥取県の防災対策

(1) 鳥取県防災会議

県では、災害対策基本法第14条の規定に基づき鳥取県防災会議を設置している。

○鳥取県防災会議の所掌事務

- ・「鳥取県地域防災計画」の作成及び実施の推進
- ・県知事の諮問に応じて県の防災に関する重要事項の審議
- ・災害復旧に係る県・関係指定行政機関・関係市町村・関係指定公共機関・関係指定地方公共機関相互間の連絡調整
- ・その他災害対策基本法等に定められた業務

直近の鳥取県防災会議の開催状況

日時・場所	議事内容
令和2年3月24日（火） 午後4時から4時50分 鳥取県庁講堂	前年の台風19号、近年の災害対応や訓練の教訓等を踏まえ、地域防災計画の修正案について審議。
令和31年3月11日（月） 午前10時から10時35分 鳥取県立図書館大研修室	平成30年7月豪雨災害、近年の災害対応や訓練の教訓等を踏まえ、地域防災計画の修正案について審議。
平成30年3月23日（金） 午後4時から4時25分 鳥取県庁講堂	平成28年4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震及び平成29年1月、2月豪雨をはじめとした近年の災害に係る教訓、災害対策基本法、土砂災害防止法等の法改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえ地域防災計画の修正案について審議。

(2) 鳥取県地域防災計画

県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、鳥取県地域防災計画を策定している。この防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき策定されるもので、国の防災基本計画に沿って作成されている。

本計画は、「災害予防編（共通）」、「災害応急対策編（共通）」、「震災対策編」、「津波災害対策編」、「風水害対策編」、「雪害対策編」、「大規模事故対策編」、及び「原子力災害対策編」で構成されている。

(3) 県の各部局等所掌事務（災害予防対策）

鳥取県地域防災計画では、県の各部局が実施する災害予防対策の所掌について、次のとおり定めている。なお、次表は監査対象とした部局のみ抜粋してまとめたものである。

県の各部局等所掌事務（災害予防対策）

部・課	所掌業務
【危機管理局】 危機管理政策課	1 防災対策の総括に関する事 2 防災会議に関する事 3 防災対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事 4 局内及び総合事務所県民福祉局（防災対策に限る）との連絡調整に関する事 5 中央防災会議等に対する報告及び連絡に関する事 6 他府県等との広域応援に係る調整に関する事 7 防災対策に係る市町村との連絡に関する事 8 広域防災拠点等の確保に関する事 9 緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関する事 10 市町村の災害対策に係る指導に関する事 11 県の業務継続の推進に関する事 12 災害救助法の適用に関する事 13 その他他課の所管に属しない防災に関する事
【危機管理局】 消防防災課	1 消防及び危機管理対策に係る消防機関との連絡に関する事 2 高圧ガス及び火薬類の安全対策に関する事 3 危険物の保安対策に関する事 4 緊急消防援助隊の派遣及び受援に関する事 5 地域の危機対応力の向上に関する事
【県土整備部】 道路企画課	1 道路、橋りょうの耐震化の推進に関する事 2 道路防災施設の設備、維持管理に関する事 3 道路の除雪計画及び実施に関する事 4 緊急輸送道路等の指定に関する事 5 道路通行止め情報の収集連絡に関する事
【県土整備部】 河川課	1 河川及び海岸の改修、維持管理に関する事 2 水防活動の総括及び水防管理団体の指導に関する事 3 水防情報等の収集連絡に関する事

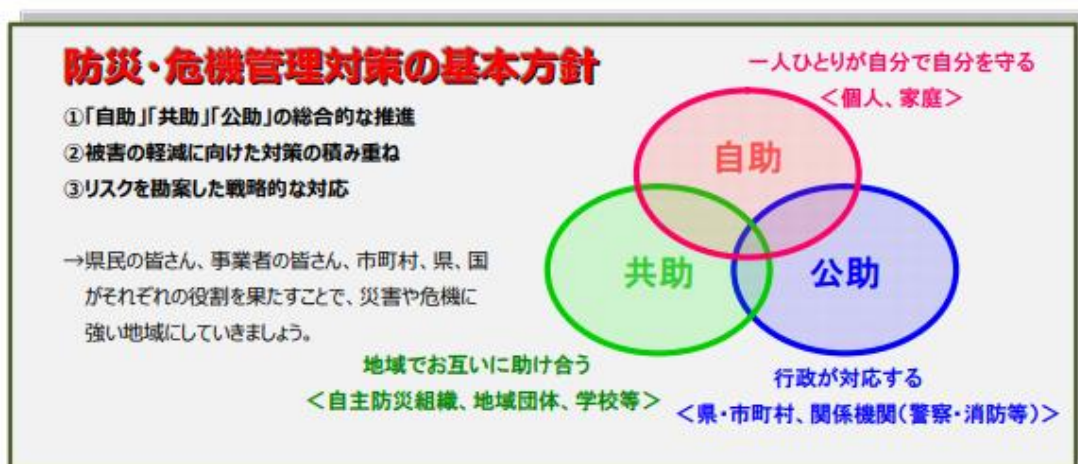
	4 治水ダムの管理に関する事
【県土整備部】 治山砂防課	1 治山及び砂防施設の整備、維持管理に関する事 2 土砂災害警戒区域等に係る警戒避難体制の整備に関する事 3 土砂災害関連情報の収集連絡に関する事
【農林水産部】 農地・水保全課	1 農地、農業用施設（ため池・頭首工・用排水路・揚水機 場・農道等）の防災対策に関する事
【生活環境部】 住まいまち づくり課	1 公営住宅の防災対策に関する事 2 応急仮設住宅等の建設資機材の調達に関する事 3 被災者住宅再建支援に関する事 4 被災者生活再建支援に関する事 5 建築物の耐震化の推進に関する事 6 建築資材の調達及びあっせんに関する事 7 被災建築物の応急危険度判定の実施及び復旧の技術基 準に関する事 8 地震災害時の被災建築物の被害認定の技術的支援に関 する事
【商工労働部】 商工政策課	1 部内及び総合事務所県民福祉局（所掌業務に関連する防 災対策に限る）との連絡調整に関する事 2 企業の事業継続の取組みに関する事 3 その他部内各課の所管に属しない事
【福祉保健局】 福祉保健課	1 部内並びに総合事務所県民福祉局及び保健所（所掌業務 に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関する事 2 災害救助法に関する事（危機管理政策課の所掌に属す るものを除く） 3 市町村に対する災害救助の指導に関する事 4 避難行動要支援者の避難対策に関する事 5 生活支援ボランティアの受入れに関する事 6 災害救助基金の事前購入物資の備蓄に関する事 7 その他部内他課の所管に属しない事

(4) 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

鳥取県は、昭和 18 年 9 月 10 日に発生した鳥取地震や、昭和 27 年 4 月 17 日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。災害や危機の発生自体を完全に防ぐことは出来ないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることは出来る。そのためには、行政はもとより、県民一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることが出来るようにするため、本条例が制定された（平成 21 年 7 月施行）。

○条例制定のねらい

- ・ 防災・危機管理対策の基本方針を定めること
- ・ 基本方針にのっとり防災・危機管理対策を推進すること
- ・ 県民の防災・危機管理意識を高め、防災・危機管理活動への参加・協力を県民運動として推進すること



(出典：鳥取県「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」リーフレット)

また、本条例では、県の責務について、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画にのっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施すると規定している（第 7 条）。

第2 鳥取県の自然条件の特性と既往の災害

鳥取県は、日本列島本州の最西端「中国地方」の東北部に位置し、東西約120 キロメートル、南北約50 キロメートルの東西にやや細長い県である。北は日本海に面し、南は標高1,000～1,300 メートルの中国山地が連なっており、気候は温暖であるが、梅雨期、台風期の降雨、冬期の降雪があつて、降水量の比較的多い日本海型気候に属する。

本県では、昭和18年に県東部の吉岡・鹿野断層を震源とする鳥取地震、平成12年に県西部の断層を震源とする鳥取県西部地震、平成28年には鳥取県中部地震が発生したが、我が国では近年大規模地震が頻発し、活断層を震源とする直下型の地震はいつでも発生してもおかしくないと言われている。直下型の地震が発生した場合、千代、天神、日野の三大河川の流域に形成された平野部や弓ヶ浜半島は地盤が軟弱で揺れやすいことから、甚大な被害が発生することが予想されている。また、本県は日本海に面し、過去に日本海で発生した地震による津波の発生もあることから、津波への備えも講じておく必要がある。

本県は、中国山地から日本海に流れ出る河川が急峻で、水量が短時間で急激に増加するおそれがあること、大山の噴火による火山灰土や、花崗岩が風化した真砂土に広く覆われており、土砂崩れが発生するおそれが大きいことなどから、過去何度も大雨による被害を受けている。近年全国各地で、過去に経験したことがないような極めて激しい集中豪雨や、梅雨前線、大型の台風などによる大雨が発生するとともに、豪雪や暴風などにより、甚大な災害を引き起こしていることから、風水害、雪害への防災体制の整備が必要になっている。

さらに、昭和27年に発生した鳥取大火は、中国山地を越えて暖かく乾燥した風が吹きこむフェーン現象の下で発生したもので、春先に南からの強い風が吹きやすい本県では、大規模な火災の発生も警戒する必要がある。

(出典：鳥取県「鳥取県地域防災計画」)

第3 監査対象とした防災・減災に関する事業

鳥取県の令和2年度における予算編成においては、県を取り巻く状況を総合的に勘案し、当面する次の4つの諸課題について、積極的に予算計上を行うこととされた。

①持続可能性 (Sustainability) の確立 75 億円	
自然との共生に向けた環境づくり	16 億円
子育て王国の推進	52 億円
持続可能な地域づくり	7 億円
②安心・安全 (Safety) の実現 181 億円	
安心・安全の基盤強化	133 億円
地域防災力の向上	7 億円
安心して暮らせる社会の実現	21 億円
健康づくりと医療の充実	20 億円
③スポーツ (Sports) をはじめとした人が輝く社会 45 億円	
東京オリパラやワールドマスターズゲームス関西等を契機とした観光・文化振興	10 億円
教育を通じた人づくり	30 億円
障がい者のスポーツなどを通じた社会参加	5 億円
④地方創生による活力ある地域づくり 121 億円	
Society5.0 社会の実現	5 億円
強い農林水産業づくり	31 億円
豊かな産業づくり	77 億円
大交流新時代への飛躍	8 億円

このうち、防災・減災に関する事業は、「②安心・安全 (Safety) の実現」の中の「安心・安全の基盤強化」及び「地域防災力の向上」事業に該当する。近年多発している自然災害による影響など、予測不可能な事態にも備える必要があることから、緊急対策として積極的な予算計上が行われている。

この「安心・安全の基盤強化」及び「地域防災力の向上」事業における防災・減災に関する事業は、非常に広範囲に及んでおり、内容も多岐に渡っている。したがって、本年度の監査においては、当該防災・減災に関する事業のうち、「事業の予算規模」、「実質的な事業主体」、「効果測定の困難性」、「監査の有用性」などを総合的に勘案し、監査の対象事業を次のとおりとした。

本年度監査の対象事業

(単位：千円)

安心・安全の基盤強化		当初予算額
県土整備部 道路企画課	防災・安全交付金（交通安全）	598,145
県土整備部 道路企画課	防災・安全交付金（災害防除）	938,780
県土整備部 河川課	総合的な流木対策検討事業	236,000
県土整備部 河川課	避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）	325,276
県土整備部 河川課	防災・安全交付金（情報基盤整備）	39,000
県土整備部 河川課	樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業	991,600
県土整備部 河川課	防災・安全交付金（河川改修）	1,744,820
県土整備部 治山砂防課	治山事業（県土）	480,670
県土整備部 治山砂防課	防災・安全交付金（通常砂防事業）	941,471
県土整備部 治山砂防課	防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業）	1,014,650
農林水産部 農地・水保全課	ため池安全総合対策強化事業	183,914
生活環境部 住まいまちづくり課	住宅・建築物耐震化総合支援事業	55,414
地域防災力の向上		当初予算額
危機管理局 危機管理政策課	住民避難体制整備総合事業	23,524
危機管理局 危機管理政策課	避難所の生活の質向上事業	10,281
危機管理局 危機管理政策課	「拠点避難所」設置モデル事業	15,500

危機管理局 消防防災課	自主防災組織新規設立支援事業	3,000
危機管理局 消防防災課	地域防災リーダー養成事業	4,539
県土整備部 河川課	水防対策費	73,157
県土整備部 治山砂防課	土砂災害防災意識啓発事業	2,741
商工労働部 商工政策課	鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業	7,923
福祉保健部 福祉保健課	社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業	3,300

第3章 監査の結果

第1 危機管理局・危機管理政策課

1 住民避難体制整備総合事業（人材活用事業）

（1）事業の概要

住民避難体制整備総合事業は、平成24年度から取り組んでいる支え愛マップづくりを全県に広げ、災害時の要支援者への支援を確保し、災害に強い地域づくりを推進することを目的としている。

当人材活用事業においては、支え愛マップづくりに取り組む自治会等へ助言などを行う専門家(防災士等)への謝金の補助を行う。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：400千円（40地区×2名×5,000円） 決算額：0千円

（3）監査結果

ア 防災士等の派遣について【意見】

当初の予算策定において、40地区の集会に2名の専門家派遣を予定していたが、防災士や県土整備部職員の専門家派遣については、支え愛マップづくりの事務局となる地域の社会福祉協議会（以下「社協」という。）の担当者を通じて、「地域住民の意向もあり、新型コロナウイルス感染症への感染リスクが高まるため、派遣を控えてほしい」との意見があったため、支え愛マップづくりに取り組んだ全ての地区において、防災士等の活用には至っていない。

また、防災士の派遣自体に否定的な集落もあることから、現在は県土整備部職員の派遣で対応しているとの説明を受けた。

本来、当事業は防災士等の派遣を前提とした事業であるにも関わらず、全く防災士等の派遣がないというのであれば、そもそも予算化する必要があったのか疑問である。

県は、他事業(防災士養成研修)で防災士の資格取得を促進し、令和3月時点では、1283人が防災士の資格を取得している。

当事業は、その防災士を有効に活用する事業の一つとして有用であると思われる。

今後、事業を継続する場合は、県、県社協、市町村社協及び防災士協会等関係各機関と一体となって、防災士の派遣に積極的に取り組んでいく必要があると考える。

2 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・ハザード画像の作成）

（1）事業の概要

支え愛マップづくりに取り組む地域の浸水や土砂災害等の画像の作成を行う市町

村社協へ、助成する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：560 千円（40 地区×14 千円） 決算額：0 千円

(3) 監査結果

ア 当事業が実施されなかった点について【意見】

当事業は市町村社協が実施主体であるが、県が浸水CG及び浸水表示システムを作成したことにより行う必要なし、との理由から実施されていない。

当事業は、大雨による河川決壊のみでなく、津波や土砂災害も対象にして予算化されたということであるが、浸水CG及び浸水表示システムを作成したことで、事足りるということであれば、何故平行して予算化されたのか理解に苦しむところである。

当事者意識の醸成という点については、津波や土砂災害も河川決壊と同様に必要であると判断して予算化されたのであれば、市町村社協及び各地区と連携して当事業にも取り組む必要があったと考える。

3 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水CGの作成）

(1) 事業の概要

三大河川（千代川・天神川・日野川）の浸水CGの作成を、システム会社へ委託する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：2,255 千円 決算額：2,255 千円

(3) 監査結果

ア 「浸水CG動画」の閲覧について【意見】

監査にあたって「浸水CG動画」を県のホームページで確認しようと試みたが、掲載画面に辿りつけなかったため、県に確認したところ「県のホームページ（危機管理ポータルサイト）内で『支え愛でまちづくり！「支え愛マップ」でつながる地域』というコーナーの中において（鳥取県の川の水があふれ出たら・・・～あなたは避難できますか～）という部分をクリックすれば閲覧出来るようになっている」という回答であった。

実際に、掲載画面にアクセスしたところ、アクセス画面は「支え愛マップ」に関連している者には馴染みの深い画面ではあるものの、それ以外の者が通常アクセス

している画面ではないため、当動画の存在そのものが一般の者に認知されていないのではないと思われる。事実、令和3年11月18日現在のアクセス数は119回に留まっている。

県によると、当動画は、支え愛マップづくりの一教材として利用されているということであるが、鳥取県地域防災計画において「県は、市町村と協力し、河川の浸水CG等を作成し、県民が災害を見ることが出来る取り組み等を推進する」旨定めている。県民の当事者意識の醸成という観点からすると、全ての県民が容易に閲覧出来るアクセス方法や周知の方法を考えると考える必要があると考える。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第1部「総則」

第2章「防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承」

第2節 実施方針

2実施方法(11)

イ 予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

4 住民避難体制整備総合事業（ハザードマップの見える化事業・浸水表示システムの作成）

(1) 事業の概要

グーグルマップ、グーグルストリートビューを活用した浸水深の表示システムの作成を、システム会社へ委託する。

(2) 当初予算額及び決算額

当初予算額：2,662千円 決算額2,662千円

(3) 監査結果

ア 「浸水表示システム」の閲覧について【意見】

当事業は県民の当事者意識の醸成が目的であり、当初予算策定時には鳥取県のホームページを通じて、県民に視聴してもらうことが計画されていた。

Google Earthを活用した「浸水表示システム」については、県のオープントータルサイトに掲載されているものの、インターネット環境とスペックの高いパソコンが推奨されているといった点から、一般の県民が簡単に閲覧出来る状況にはなく、令和3年12月6日現在のダウンロード数は298回に留まっている。

今後、各種の研修や、支え愛マップづくり等に活用していくとのことであるが、浸水CGの作成事業と同様、県民の当事者意識の醸成を図るといった観点から、県民が簡単に閲覧出来る状況にする必要があると考える。

イ 予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

5 住民避難体制整備総合事業（地域防災力強化事業）

（1）事業の概要

「支え愛マップづくり」の助言などの伴走支援、女性や子どもの防災活動へのコーディネート、中部地震からの復興として実施中の災害ケースマネジメントの東部地域及び西部地域への普及を図るための事業を公益財団法人とっとり県民活動活性化センターへ委託している。

なお、主な事業の内容及び実施状況は、以下のとおりである。

① 講師派遣

学習会等への派遣が14件、「支え愛マップ」づくりに関連する派遣が2件、避難所運営ゲームに関連する派遣が2件の計18件の派遣を行い、地域防災力の向上を図っている。

なお、「支え愛マップ」の推進にあたっては、年間10集落を目標に掲げていたが、作成に携わったのは1集落に留まっている。

② 相談対応

地域防災の相談が61回、中部地震被災者の相談が50回と、計111回の相談対応を実施している。

なお、地域防災の相談対応は80件の目標が設定されていたが、新型コロナウイルスの影響を受けて減少したため、目標達成には至っていない。

③ 伴走支援

「防災に関する地域住民の意識調査」（アンケート）や「支え愛マップづくりに取り組む地域住民の支援、鳥取大学の学生防災サークル（鳥取Lab.）と防災の有識者との協働による「HUG（避難所運営ゲーム）の開発等、地域や組織の実情に応じて継続的に関わりながら、目標としていた10団体を上回る12団体の伴走支援を実施している。

④ 復興ボランティアネットワークの形成、立ち上げ及び活動の支援

災害に強い地域づくりのため、また、県内外での災害発生時に、鳥取県域の団体や組織間で連携して被災者支援活動や復興支援活動を行うための「鳥取県域の

災害支援ネットワーク」を構築するための関係づくりに取り組んでいる。取組の内容は次のとおりである。

- ・「災害ボランティア活動関係機関連絡会」への参加（3回）。
- ・「福高祭2020」に、実行委員会の構成団体として参画。
- ・災害時連携に向けた「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク」のweb会議に参加。
- ・とっとり県民活動活性化センターの災害時の対応方針の作成。災害発生時の事業継続計画に着手するとともに、新型コロナウイルス感染予防対策に関する規定の作成。

⑤ 「鳥取県中部地震生活復興支援事業」で取り組んでいる被災者支援の手法「災害ケースマネジメント」の県内での普及及び定着に向けて、県下19の市町村の防災・福祉担当者を訪問し、「中部地震4年フォーラム」を開催した。

⑥ その他（情報発信、マスコミ取材対応等）

支援センターの活動や鳥取県中部地震生活復興支援事業での取り組みに関する情報発信を行うとともに、地域の防災活動に関連する報道機関などの取材に対応した。（取材対応件数11件）

(2) 当初予算額及び決算額

当初予算額：11,527千円 決算額9,933千円

(3) 監査の結果

ア 見積書の記載について【意見】

当受託事業の契約にあたって受託者から見積書を徴しているが、記載されている各事業の見積金額の明細がなく、直接事業一式9,393,875円、間接事業費一式2,133,534円と記載されているのみである。これで見積金額の妥当性が判断出来るのか理解できない。見積書の必要性の有無について再度ご検討いただき、提出が形骸化することのないよう努められたい。

イ 契約の形態について【意見】

当初契約金額は、受託者からの見積書により、11,527,409円となっていたが、事業実績報告書の委託業務経費の確定をもって委託料の返納額1,594,336円が発生した。そもそも、当該委託契約は実費弁償的な委託契約（受託者の利益を考慮しない契約）であるとするなら、委託契約ではなく補助金とすべき事業であったと考える。

ウ 支え愛マップについて

当事業を柱とする支え愛マップについては、令和5年度までの目標であった800集落を超え、現在837集落で作成されており、順調に推移している。

令和2年度においても、コロナ禍で地区集会の開催が困難な中、40地区で支え愛マップづくりに取り組まれており、事業の成果は確実に挙がっていると判断される。

鳥取県地域防災計画において「住民が主体的に取り組む支え愛マップづくり等を通じた地域ぐるみの避難体制づくりを進めることで、地域防災力のより一層の向上を図るものとする。」との記載のとおり、地域防災力向上のための施策として欠かせない取り組みである。

未作成集落についての課題は山積しているが、解決に向けての取り組みも行われているところであり、今後の更なる成果を期待する。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第5部「避難対策計画」

第1章「避難体制の整備」

第2節「避難体制の整備」

5「住民主体の地域防災力の向上の促進」

6 住民避難体制整備総合事業（災害時の要支援者対策事業）

（1）事業の概要

当事業は次の①から⑥に区分される。なお①から④の事業についての事業主体は各自治会である。

⑤及び⑥の事業主体は、鳥取県社会福祉協議会である。

なお、当事業は補助事業であり、交付対象は鳥取県社会福祉協議会である。

① 要支援対策促進事業

「支え愛マップづくり」に取り組む自治会等へ補助する。

② 住民組織間交流事業

既に取り組んだ自治会等が他地区へ普及啓発する取組へ補助する。

③ ステップアップ事業

既に取り組んだ自治会等が仕組みづくりを具体化する取組へ補助する。

④ モデル事業

「支え愛マップ」の取組に加え、支え愛避難所の活用や避難訓練などを通じた地域の支え愛活動へ補助する。

⑤ 関係者連絡会開催事業

マップ作成に関わる者の知識向上及び先進的な取組、情報交換を図る等の連絡会を開催する経費を補助する。

⑥ 活用事例集作成事業

先進的な取組や取組が活かされた事例の収集、事例集を作成する経費を補助する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,860 千円 決算額：2,464 千円

(3) 監査結果

ア 超過交付額の返納における手続きについて【指摘事項】

令和2年度においては当事業予算3,860千円に加え、1(P.15)の人材活用事業予算400千円及び2(P.15)のハザード画像の作成予算560千円の計4,820千円が「令和2年度災害時における支え愛地域づくり推進事業」における補助事業として鳥取県社会福祉協議会に交付されていたが、最終的な実績額は2,464千円であり、超過交付額2,356,020円は県へ返納されている。

前述のとおり、新型コロナウイルス感染症対策による会議、集会の自粛等が一番の要因であることは理解出来るところであり、執行不足については致し方なしと考えられる。

ただし、返納額が交付額の20%を超えていることから、金額の変更に当たっては、当補助金交付要綱第9条及び鳥取県交付規則第12条第3項の規定により、本来変更申請が必要であるところ、手続きがなされていない。

この件については、県から事業者に対して注意を行っているとのことであるが、今後このようなことがないように、事業者に対して注意喚起を徹底し、規則等にしがった正当な手続きを遵守されたい。

※鳥取県補助金等交付規則（補助事業等の変更等）

第12条 補助事業者等は、交付決定（交付決定前であっても、交付内示とし、この項（次項において準用する場合を含む。）の規定による承認（以下「変更等の承認」という。）を受けた場合であっても、変更後のものとする。以下同じ。）に係る補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更（知事が別に定めるものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 変更等の承認を受けようとする補助事業者等は、様式第2号による申請書を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。

4 第6条、第7条第1項及び第8条（第1項第4号を除く。）の規定は、変更等の承認について準用する。

※災害時における支え愛地域づくり推進補助金交付要綱

(承認を要しない変更)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額及び 2 割を超える減額を伴う変更

(2) 重大な内容の変更

7 住民避難体制整備総合事業（人材等育成・人材育成研修）

(1) 事業の概要

市町村社会福祉協議会、市町村職員等を対象とした、マップ作製支援能力の向上研修を開催する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：1,448 千円 決算額：1,448 千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか

支え愛マップづくりに係る人材育成研修は令和 2 年 8 月 4 日（鳥取県西部地区）及び令和 2 年 11 月 19 日（鳥取県中部地区）の 2 日にわたって開催されており、延 108 人が当研修に参加している。

一部オンラインとするなど、新型コロナウイルス感染症予防対策も工夫されたものとなっている。

研修内容についても仕様書に沿ったものとなっており問題はないと認められる。

イ 予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

8 住民避難体制整備総合事業（人材等育成・意識啓発研修）

(1) 事業の概要

自治会関係者などが活用事例や基礎知識を学び、マップ作製に取り組む地域を増やす研修を開催する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：451 千円 決算額：451 千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか

住民向けの意識啓発等に係る研修は令和3年12月15日（鳥取県西部地区）及び令和3年3月21日（鳥取県中部地区）の2日にわたって開催されており、延83人が当研修に参加している。

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、実施は2会場に留まっているが、①地域の取り組みの紹介動画、②個人情報の解説動画を作成するなどして当研修を実施しており、問題はないと認められる。

イ 予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

9 住民避難体制整備総合事業（人材等育成・避難所運営リーダー研修）

(1) 事業の概要

市町村職員を対象とした地域防災の担い手を「避難所運営リーダー」として指導・育成する研修を開催する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：360千円 決算額：0千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか

当事業の執行額は0円となっているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、他事業（消防防災課の地域防災スキルアップ研修）と連携して実施されており、延110人が受講している。

研修内容も避難所運営リーダーを養成するという事業目的に沿ったものであり、問題はない。

防災 × 福祉

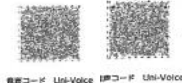
「災害時」の支え合いを、「いつも」の支え合いに

支え愛マップづくり



このパンフレットには、「Uni-Voice」を印刷しています。
各ページの音声コードをアプリで読み込んでいただくと音声がかかります。

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

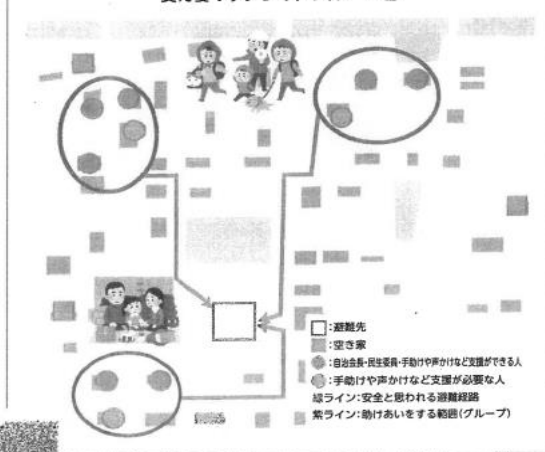


支え愛マップって？

支え愛マップとは、災害時に誰かの手助け・声かけを必要とする人、声かけができる人、避難先など、一連の情報を盛り込んだ地図のことです。

支え愛マップはつくることだけが目的ではなく、地域のことを話し合う中で、「白ごころからのつながり・支え合い」を考えてもらうことを大切にしています。

支え愛マップづくりのイメージ図



支え愛マップづくり等を支援する補助金制度があります(自治会向け)

はじめてマップづくりに取り組む 災害時要支援者対策促進事業

- 支え愛マップづくり
- 避難訓練の実施
- 研修会・講演会の開催 など

(補助金活用例)
・支え愛マップづくりのために必要な地図やマーカーなどの消耗品
・避難文庫のためのリヤカー、担架など
・避難訓練のためのヘルメットなど

補助総額
1住民組織あたり 5万円以内

前年度までに「わか町支え愛活動支援事業」もしくは「災害時要支援者対策促進事業」(災害時要支援者対策「防災マップづくり」)の補助金を受けたことがない住民組織が対象です。

マップの見直し・さらなる取り組み 災害時要支援者対策ステップアップ事業

住民による「地域支え愛会議」の立ち上げ・運営
支え愛マップづくりで、朝らかになった地域の課題を話し合う
より実践的な訓練などの実施
高齢の方、障がいのある方、子どもがいる世帯など、支援が必要となる世帯の特性に応じた避難訓練の実施

(補助金活用例)
・支え愛マップづくりのために必要な地図やマーカーなどの消耗品
・避難時の備品(ブルーシート、毛布など)
・避難支援のための発電機、投光器など

補助総額
1住民組織あたり 10万円以内

すでに「わか町支え愛活動支援事業」もしくは「災害時要支援者対策促進事業」の補助金を活用したことがあるスタッフを1人以上が参加することが条件です。

その他、1年間で支え愛マップづくりから支え愛避難所の開設・設営を行う「災害時要支援者対策モデル事業」
「支え愛マップづくりにこれから取り組もうとする自治会に対して、すでに取り組んだ自治会が助言などを行う」
災害時要支援者対策のための住民間交流事業があります。

支え愛マップづくりについてのお問い合わせは、お近くの社会福祉協議会で受付けています。
詳しい内容の説明や支え愛マップづくりの準備、当日のサポートなどお手伝いします。

支え愛マップづくりの紹介DVD

支え愛でまちづくり! 「支え愛マップ」でつながる地域

支え愛マップづくりについて紹介しているDVDがあります!
貸し出しも行っていきます。

[内容]
★支え愛マップを活用し、避難支援に役立った事例を紹介 (磐城町中原地区)
★実際の支え愛マップづくりの様子を紹介 (伯耆町添谷地区)

YouTubeでも公開中!



社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 発行: 令和3年6月
〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内
TEL 0857-59-6332 FAX 0857-59-6340

支え愛マップづくりのながれ

- ① まずは、お近くの社会福祉協議会に相談
- ② 支え愛マップづくりの説明・自治会での打合せ
- ③ 地域のみんで「支え愛マップ」づくり
 - 支え愛マップの説明
 - 集落内の気になるところを確認(まちあるき)
 - マップづくり
 - ふりかえり
- ④ 支え愛マップの活用とその後の取り組み
 - 見守り活動・支え愛活動
 - 地域支え愛会議
 - 避難訓練

支え愛マップづくりの準備物(例)
・マップ作成用白地図 (社団に相談ください)
・地図に重ねる透明シート・セロテープ
・油性マジック
・スチール

支え愛活動とは・・・
暮らしの中のちよとした困りごとを支え合う活動のこと
地域支え愛会議とは・・・
みんなで定期的に集まって、地域のことを話し合う場のこと

支え愛マップづくりから生まれた声

【参加者の声】

声かけてくれる人とすぐ避難ができるように私も準備しておきたい

災害が起きたら怖い、誰かが来てくれたらうれしい

高齢で元気な人もいれば、若くて心配な人もいた

災害時だけではなく、日ごろから声かけをしたい

普段から気軽に集まれる場所があったらうれしい

できることから少しずつ取り組んでみたい!

その後の取り組み事例

【地域での交流】

支え愛マップづくりと避難訓練をしたところ、幅広い世代から参加があり、あまり交流がなかった世代間にも支え合う気持ちが生まれ、サロン活動がはじまりました。また、市内を運行するバスを利用し、自治会内の高齢者が集まって買い物を楽しむ「買い物ツアー」もはじまりました。



(出典: 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会「支え愛マップ活用事例集」リーフレット)

10 避難所の生活の質向上事業（指定避難所生活環境整備支援事業）

(1) 事業の概要

避難所の生活の質向上事業は、令和元年の台風 19 号災害を受けて設置した鳥取県防災避難対策検討会において、

○ペットがいる、子供が小さい、障がいがある、寝たきり等により避難所に行くことができず、在宅避難や車中避難を余儀なくされる人がいる。

○「避難所の環境が良くない。避難所生活は辛いもの。」という認識が一般化している。

○環境の悪い避難所生活、車中避難が避難者の健康を損なっている。(エコノミークラス症候群等)

との指摘があったことから「あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保」を図ることを目的とした事業である。

当指定避難所生活環境整備支援事業においては、指定避難所での福祉スペース確保など、要配慮者に対応するために必要な資機材の整備について支援する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：2,400 千円（16 箇所×150 千円×1/2） 決算額：800 千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

当事業については、当初、16 箇所実施予定で 2,400 千円（補助上限 1 箇所 15 万円）の予算が計上されていたが、市町村から希望がなかったため、6 箇所の実施に留まっている。

鳥取県地地域防災計画において「市町村は、指定避難所に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める。」旨定めている。

更に同計画では「県及び市町村は、指定避難所となることが想定される学校等について、指定避難所となることを想定した 施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。」とも定めているところである。

県として市町村への制度周知を行っているということではあるが、事業主体となる市町村の意識改革も含め、早期の事業実施に向けて、県と市町村の更なる協議が必要であると考ええる。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第 5 部 「避難対策計画」

第 3 章「指定緊急避難場所・指定避難所の整備」

第 2 節「指定緊急避難場所等の整備」

3 「指定避難所の設備及び物資等の配備又は準備」(1)及び(5)

イ 当補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種資料を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされていることが確認されたため、問題はない。

11 避難所の生活の質向上事業（福祉避難所事前配備資機材整備事業）

(1) 事業の概要

市町村が指定する福祉避難所に災害時に必要な備品等を事前配置する市町村に対して支援を行う。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：2,250千円（15箇所×150千円×1/2） 決算額：1,039千円

(3) 監査結果

ア 当事業は計画的に実施されたか【意見】

当事業については、当初、15箇所実施予定で2,400千円（補助上限1箇所15万円）の予算が計上されていたが、10箇所の実施に留まっている。

指定避難所生活環境整備支援事業と同様に、事業主体となる市町村の意識改革も含め、早期の事業実施に向けて、更なる協議が必要と考える。

イ 当補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種資料を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされていることが確認されたため、問題はない。

12 避難所の生活の質向上事業（要配慮者が避難しやすい避難所環境確保事業）

(1) 事業の概要

障がい者等様々な事情がある人に対応出来る資機材の準備が行われていないなどにより、避難所へ避難しにくい人がいる。

このため、障がい者団体からの様々な事情がある人が避難をためらう障壁をなくすため、各種障がい者団体からの意見も踏まえ、様々な事情がある人が避難所生活をするために必要な物資等を障がいの種別に応じ、パッケージ化して備蓄を行う。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：4,500 千円 決算額：3,320 千円

(3) 監査結果

ア 調達物品について

鳥取県地域防災計画では、「要配慮者向けの避難所用品のモデル的な備蓄や市町村への貸与、訓練での活用等を通じて、市町村と連携して避難所の生活環境の改善を進めるよう努めるものとする。」と定められている。

当事業において調達された物品は別紙の要配慮者物品一覧表(まとめ)のとおりで、いずれも事業の目的に適合した物品であると判断され、問題はないと考える。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編(共通)】第5部「避難対策計画」

第3章「指定緊急避難場所・指定避難所の整備」

第2節「指定緊急避難場所等の整備」

3「指定避難所の設備及び物資等の配備又は準備」(6)

要配慮者向け物品の備蓄状況（まとめ）

（単位：円）

物品名	数量	備考	総予算額(A) 2月補正後	総購入等額 00	A-B	支出科目
① CDラジカセ	3	汎用（機能）	1,785,000	17,300	83,095	今回追記した部分
② ポータブルDVDプレーヤー	3	汎用（映像）		17,700		
③ モバイルプロジェクター	1	汎用（映像）		35,300		
④ 筆談用ボード	20	視覚障がい者		28,000		
⑤ イヤーマフ（超強型軽量）	20	汎用（防音）		62,000		
⑥ 折り畳み杖	5	視覚障がい者		14,500		
		小計		159,800		
		消費税		15,980		
		計		175,780		
⑦ 折り畳み杖	3	高齢者		9,000		
⑧ 白杖（サイズ違い）	6	視覚障がい者	33,015	青用費		
⑨ 避難所用点字ブロック	1	視覚障がい者	461,000	青用費		
⑩ ストーマ器具（音使用、音使用）	70	オストミーの方	917,285	青用費		
⑪ ペーパータオル等	50～70	汎用	120,624	青用費		
		計	1,785,000	1,706,505	88,095	青用費（特別）
⑫ 非水栓オストメイト用トイレ	5	・汎用 ・障がい福祉課と（一社）日本建設機械レンタル協会中国支那山陽部会（（株）山陽リース）とが多目的トイレのレンタルについて協定を締り交わしている（827.3.24）ことから、協定でレンタルする物系に追加	1,700,000	1,613,700		（予算）備蓄購入費（一（費用）一（支出）負担金、補助金及び交付金
		計	1,700,000	1,613,700	86,300	
		合計	3,485,000	3,320,205	174,395	

【保管場所】

- ①～⑥（⑧をのぞく）：県庁第2庁舎3階災害対策本部室（鳥取市東町1丁目271）
- ⑦：旧鳥取空港建設事務所（鳥取市湖山町北4）
- ⑧：（株）三協レンタル鳥取SC資機材倉庫（鳥取市商栄町9番地）ほか

（出典：鳥取県危機管理政策課「要配慮者物品一覧」）

13 避難所の生活の質向上事業（備蓄倉庫機能強化事業）

（1）事業の概要

近年の被災教訓から、災害が発生した際には、被災された県民の元に迅速に備蓄品を届けることが必要である。

このため、より迅速に備蓄倉庫から資材が搬出出来るようにするため、倉庫内にロールボックス（かご台車）を導入の上、レイアウト変更を行う等、備蓄倉庫の機能強化を図る。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：1,131千円 決算額：274千円

(3) 監査結果

ア 予算策定の基となった見積りについて【指摘事項】

当事業の予算説明においては、上記事業の概要のとおり「倉庫内にロールボックス（かご台車）を導入の上、レイアウト変更を行う等」と記載されている。

その執行状況を確認したところ、当事業の支出は、備蓄倉庫の不用品処分代の 274 千円のみであり、予算額に比し、執行額は低調であった。

また、当事業の予算の積算根拠について見積書を確認したところ、ロールボックスの見積等はなく、1,131 千円は、産業廃棄物収集運搬及び処分代にかかる見積書（令和元年 12 月 23 日付）のみで積算されていた。

この点について県に確認したところ「ロールボックス（かご台車）購入予算は、別事業の課共通経費から支出することとなり、予算額 1,131 千円には含まれていない。1,131 千円は備蓄倉庫の不用品処分費である。」との回答であった。

当初予算額にロールボックスの調達代金が含まれていないのであれば、何故予算説明に「倉庫内にロールボックス（かご台車）を導入の上」なる文言が記載されているのか理解に苦しむところである。

また、予算額と、執行額に大きな開差が生じている点については「予算要求段階では大まかな見積額で予算化したが、実際に処分物を業者に詳細に確認してもらい見積を取り、単価契約を締結し、実際に処分したところ決算額の 274 千円で処理出来たもの」との回答であった。

確かに予算策定時において正確な数量、金額を把握することは困難であるが、予算段階の処分予定数量は全て産業廃棄物として 80 m³であったにも関わらず、実際の処分数量は産業廃棄物が 15 m³及び一般廃棄物が 660kg であった。当初の見積り数量があまりにも杜撰であったか、又は本来不用品として処分すべき物品が処分されておらず、事業の目的が果たされていないと言わざるを得ない。

防災に係る事業については、緊急を要する案件があるにも関わらず、「ない袖は振れぬ」の言葉どおり、予算化ができないため、応急的な措置しかとれない案件が数多くあると、各種事業のヒアリングの中で度々説明を受けている。

このことから、予算要求にあたっては、正確な説明と、具体的な算低根拠が必要である、と考える。

イ 物品管理簿の記載状況について【指摘事項】

今回不用品の処分に関連し、危機管理政策課の令和 3 年分「物品出納簿」を確認した。

この出納簿において「令和元年 9 月 19 日及び 27 日」に購入した大量の物品が、

「令和3年6月29日」に保管場所が危機管理政策課から、他の部課に異動された旨の記載があったため、保管換え等の手続き書類等の確認を県に要請したところ、「実際に異動（納品）があったのは、令和3年物品出納簿の取得年月日の日である。納品されてから物品は異動していない。令和元年度の購入時には財務システムでは、保管場所を一先ず危機管理政策課と登録したもので、令和2年度の全庁で年1回行う物品確認（9月末）後に担当者から財務システム上の物品出納簿の保管場所の変更依頼があり、庶務担当が令和3年度の物品確認前の令和3年6月29日に実際の保管（納品）場所に修正したものである。本来は購入時の財務システムの入力の際に正しい保管場所を入力すべきだが、各職員が財務システムに精通している訳ではないため、一先ず購入所属名で登録し、その後に保管場所を修正するということは一般的に県庁でよく行われている。また、その修正も件数が多い場合は物品確認の時期の前後にまとめて行っている。」旨の回答であった。

鳥取県物品事務取扱規則では第13条第1項において「本庁各課等の長、警察本部の会計課長又は出納機関の長(以下「所属長」という。)は、使用中の物品の保管場所を定めたときは、その旨を物品出納簿に登録しなければならない。」と定めている。

規則に則った処理を行うことは、公務を行う上において基本となるべき事項であり、入力担当者が財務システムに精通していないという理由は論外である。

14 「拠点避難所」設置モデル事業

(1) 事業の概要

令和元年の台風19号災害を受けて設置した鳥取県防災避難対策検討会において、

- 自然災害に対応した広域避難の受け入れ避難所が決められていない。
- 様々な事情を抱える方（障がい者、ペット連れ、外国人など）を受け入れられる避難所が明確でない

とのことから量的、質的に受け入れ機能を強化した避難所の整備を促進する必要があるとの指摘があった。

このため、当事業においては、高機能型、または機能特化型の避難所として市町村外からの広域避難も受け入れる候補施設となる「拠点となる避難所」として市町村が位置づけた避難所の機能強化を支援するとともに、効果的な運用や必要な施設整備について、調査・検証等を進めることにより、「市町村域または県域を超えた広域避難の円滑化」及び「様々な事情を抱える方の避難先の確実な確保」を図ることを目的としている。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：15,500千円　決算額：0千円

(3) 監査結果

ア 当事業が未実施となった点について【意見】

当事業は、当初 15,000 千円（補助上限 3,000 千円×5 件）の予算が計上されていたが、令和 2 年 8 月から 9 月にかけて公募を実施したところ、事業主体となる市町村において実施予定がなかったため、令和 2 年度において補助事業は実施されていない。

要因としては、「拠点避難所」の形が具体的でなかったことで、当事業が未実施になったと判断されたことから、事業の実施に向けてはまず、市町村との対話が必要という結論に至っている。

本来であれば、予算策定前の段階で「拠点避難所」設置事業の重要性及び鳥取県地域防災計画に定めるところの市町村の役割を、各市町村にしっかりと認識させ、具体的な計画の有無を確認した上で予算計上すべきではなかったか。

担当課においては、事業実現に向けて早期に問題点を抽出した上で方針転換を行い、今後の実施に向けて市町村との協議を継続して行っているなど、前向きな方向で取り組んでおり、当事業の目的である「市町村域または県域を超えた広域避難の円滑化」及び「様々な事情を抱える方の避難先の確実な確保」が早期に実現されることを期待する。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第 5 部 「避難対策計画」

第 1 章 「避難体制の整備」

第 4 節 「広域一時滞在」

(1) 市町村の役割、(2) 県の役割

第 2 危機管理局・消防防災課

1 自主防災組織新規設立支援事業

(1) 事業の概要

近年相次いで発生している集中豪雨、台風、大雪等の自然災害や地震災害等に備え、その被害を軽減するためには、早急に、県内全ての地域において自主防災組織をカバーすることが必須である。

一方、担い手の減少や住民の防災意識が高まっていないなど、様々な理由により自主防災組織の組織されていない地域があり、その組織化には、自主防災活動アドバイザー等の活用や、各地域における新規設立に至ったノウハウの横展開が効果的であり、県が率先して市町村の自主防災組織の設立支援を行うことで、自主防災組織の組織化の促進を図る。

そのため、県自主防災活動アドバイザー等の支援を受け、住民の防災意識の醸成や防災資機材等の整備を行い、新たに自主防災組織等を設立する市町村を支援する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,000千円（20地区×30万円×1/2） 決算額：326千円

(3) 監査結果

ア 当補助金の活用が低調な要因について【意見】

鳥取県地域防災計画において「自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するために防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の避難誘導や要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うためには、自主防災組織の活動が極めて重要である」旨記しており、自主防災組織の組織率の向上に努める必要がある。

令和2年度においては、当事業による補助金を活用して、新たに2市1町で4自主防災組織が新規結成されるとともに、各市町の自主防災組織率が向上した。（倉吉市：約1%向上、米子市約0.1%向上、若桜町2組織：約6%向上）

自治会等の名称	構成する世帯数及び人員数	資材等購入金額	支出した補助金の額
四日市防災会(米子市)	54世帯	32,868円	16,000円
湊町自主防災会(倉吉市)	76世帯	50,000円	25,000円
上町自治会(若桜町)	59世帯	289,080円	144,000円
中町自治会(若桜町)	26世帯	299,920円	149,000円

令和2年度、新規に自主防災組織が設立された組織は19組織(米子13、倉吉1、境港1、岩美1、若桜2、北栄1)であり、そのうち当補助金を活用していない組織は15組織になる。

当補助金は、自主防災組織の組織化促進に取り組む市町村に対してその経費の一部を支援するものであり、補助金が活用されなかった理由を県に確認したところ、①市町村の結成助成金のみ活用（市町村が新規結成に対する祝金、活動準備金のような名目で支給されるもので県補助の対象外）されているケースがあること及び、②資機材整備品を検討しており購入に至っていない（結成後間もないことやコロナで会合等が低調なこと）があるとの回答であった。新規設立19組織のうち4組織分しか活用されていないが、コロナ禍において新規設立組織の活動が低調なことは、ある程度やむを得ないと考える。

また、当補助金を活用していない15組織の自治会名や、世帯数を県に確認するも、未把握であるとの回答であった。

鳥取県地域防災計画において、県は自主防災組織の整備推進にあたって種々の支援策を講じることとなっており、また、県内全ての地域において自主防災組織をカバーするという目標を県として掲げている以上、当補助金の活用如何に関わらず、よりいっそう市町村との連携に努めるとともに、自主防災組織に聞き取りを行うなど自主防災組織の現状を把握しておくことが望ましい。また現状を把握することによって、事業の今後の在り方を検討する一助になると考える。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第10部「共助協働推進計画」

第3章「自主防災組織の整備」

第2節「自主防災組織の整備」

1「自主防災組織の重要性」

4「自主防災組織等に対する支援」（4）

イ 市町村への補助金の交付手続きについて

交付された補助金の一部をサンプルとして各種資料を検討したところ、当事業の補助金の交付は、交付要綱に沿ったものとなっており、かつ、交付にあたっての各手続は適正になされており、問題はないと考える。

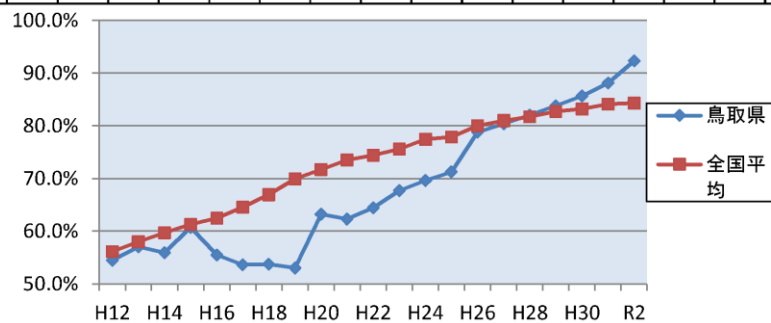
県内市町村別の自主防災組織の現況と推移（確定値）

1 自主防災組織の現況(令和2年4月1日現在)

市町村名	管内世帯数 (A)	自主防災組織 の組織数	組織されている 地域の世帯数 (B)	R2組織率 (B/A)	R1組織率 (参考)
鳥取市	79,755	807	79,295	99.4%	98.6%
米子市	66,683	337	56,917	85.4%	73.0%
倉吉市	20,643	190	17,999	87.2%	85.9%
境港市	15,290	51	12,233	80.0%	79.7%
岩美町	4,429	11	3,701	83.6%	83.9%
若桜町	1,334	28	1,067	80.0%	76.7%
智頭町	2,748	76	2,510	91.3%	67.4%
八頭町	6,104	131	6,104	100.0%	100.0%
三朝町	2,595	62	2,590	99.8%	99.8%
湯梨浜町	6,304	71	6,183	98.1%	98.1%
琴浦町	6,460	154	6,460	100.0%	100.0%
北栄町	5,381	56	5,088	94.6%	94.4%
日吉津村	1,209	6	1,186	98.1%	98.1%
大山町	5,743	165	5,545	96.6%	96.4%
南部町	3,906	80	3,523	90.2%	90.2%
伯耆町	3,547	104	3,547	100.0%	100.0%
日南町	2,000	33	2,000	100.0%	100.0%
日野町	1,327	51	1,327	100.0%	100.0%
江府町	1,001	41	1,001	100.0%	100.0%
鳥取県全体	236,459	2,454	218,276	92.3%	88.1%
全国平均				84.3%	84.1%

2 自主防災組織の組織率の推移(平成12年度～令和2年度)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取県	54.5%	57.0%	55.9%	60.7%	55.5%	53.6%	53.7%	53.0%	63.2%	62.3%	64.4%	67.7%	69.6%	71.2%	78.8%	80.4%	82.0%	83.8%	85.7%	88.1%	92.3%
全国平均	56.1%	58.0%	59.7%	61.3%	62.5%	64.5%	66.9%	69.9%	71.7%	73.5%	74.4%	75.6%	77.4%	77.9%	80.0%	81.0%	81.7%	82.7%	83.2%	84.1%	84.3%



(出典：鳥取県HP「県内市町村別の自主防災組織の現況と推移」)

2 地域防災リーダー養成事業（防災士養成研修）

(1) 事業の概要

自主防災組織の構成員、消防団員、県・市町村職員等を対象に、鳥取県中部及び

西部地区において各 1 回研修を実施し、防災士の資格取得を支援する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：3,849 千円 決算額 2,723 千円

(3) 監査結果

ア 当事業が防災士の増加に繋がっているか

当研修は平成 29 年度から特定非営利活動法人日本防災士機構と連携して、実施されており、令和 2 年度においては当初計画のとおり、鳥取県内 2 地区において研修が開催されている。

また、当事業を実施したことにより、試験免除の特例の者を含め令和 2 年度の防災士新規登録者数は 205 名増加し、令和 3 年 3 月末時点における鳥取県内の防災士数は 1,283 人となっていることから、当事業は防災士の増加に繋がっていると認められる。

イ 防災士の増加が、地域防災力の向上に繋がると認められるか【意見】

当事業は、地域防災リーダーの養成が目的であり、防災士の資格をとった後には避難等の各種訓練や、啓発研修等の講師等、地域防災の要としての活動が期待されている。

しかしながら、令和 2 年 6 月 26 日～7 月 31 日にかけて、郵送により防災士活動状況アンケートが実施されている（対象者 1,111 件のうち回答 562 件、回答率 50.6%）が、その分析結果を確認したところ、回答者の内、防災士としての活動を行っていない者が 58%と高い割合となっている。

このことから、相当数の者において、防災士の資格を取得したものの、全く活動がなされていないと考えられる。

鳥取県地域防災計画では「県及び市町村は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。」と定めている。

資格者が増加することが本来の目的ではなく、自主防災活動に多数の防災士が積極的に関わることで、初めて地域の防災につながると考えられることから、資格者の活動意欲の向上及び防災知識の向上を図るフォローアップ研修等、各市町村と連携して人材育成に努める必要があると考える。

県においては、今後地域で活躍する防災等の活用や連携促進のため、防災士ミーティングの実施や現場未経験防災士等の育成等の事業を推進していく旨の方向付けがなされているところであり、防災士の質の向上に向けた実のある事業の実施に期

待する。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第10部「共助協働推進計画」

第3章「自主防災組織の整備」

第2節「自主防災組織の整備」

5「日本防災士会鳥取県支部との連携」

なお、鳥取県の市町村別防災士認証登録者数は次表のとおりである。

市町村	人数	男性	女性
鳥取市	333	298	35
米子市	215	185	30
倉吉市	182	163	19
境港市	98	89	9
岩美郡岩美町	25	23	2
八頭郡八頭町	32	23	9
八頭郡若桜町	11	10	1
八頭郡智頭町	11	9	2
東伯郡湯梨浜町	56	52	4
東伯郡三朝町	18	15	3
東伯郡北栄町	51	42	9
東伯郡琴浦町	80	72	8
西伯郡日吉津村	25	23	2
西伯郡大山町	38	36	2
西伯郡南部町	25	23	2
西伯郡伯耆町	25	24	1
日野郡日南町	35	29	6
日野郡日野町	16	15	1
日野郡江府町	7	6	1
鳥取県2021年2月末防災 士認証登録者数	1283	1137	146

(出典：鳥取県消防防災課「鳥取県 市町村別防災士数」)

3 地域防災リーダー養成事業（スキルアップ研修）

（1）事業の概要

自主防災組織構成員、消防団員、防災士等の防災リーダーを対象に鳥取県東部、中部及び西部の3会場において、外部講師の招聘等により、地域防災リーダーに必要な知識や技能を高める実践的研修を実施する。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：690千円 決算額 65千円

（3）監査結果

ア 当研修は防災リーダーのスキルアップに繋がると認められるか

当研修は、東・中・西部の3会場について開催される計画であったが、東部会場での開催は中止となっている。中止となった原因は新型コロナウイルス感染症の拡散防止によるもので致し方なしと判断される。

その他の2会場については、コロナ禍の状況下において、一部オンラインによる遠隔講義とする等の試みにより開催され、中部会場では29人、西部会場では63人が受講している。

研修内容については、①コロナ禍における避難所運営（オンラインによる遠隔講義）、②近年の自然災害と避難所運営、③避難所運営ゲーム、と近年の自然災害等に基づく実践的な研修となっており、地域防災リーダーのスキルアップの向上に繋がっているものと判断され、問題はない。

4 地域防災リーダー養成事業（職員災害応援隊等防災士資格取得事業）

（1）事業の概要

職員災害応援隊や危機管理局職員が、被災地において的確な救援活動等を行うとともに、地域住民等の防災意識を高めるためのノウハウを習得するため、防災士の資格を取得する。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：0千円 決算額：0千円

※地域防災リーダー養成事業（防災士養成研修）にて執行

（3）監査結果

ア 県職員の防災士養成研修の受講費用及び防災士認証登録料について【意見】

令和2年度においては17名の県職員が防災士養成研修を受講し、防災士資格を

取得している。

なお、防災士の資格取得にあたっては、2（P.35）の防災士養成研修の受講が必須要件となっており、研修受講料4,500円、防災士教本代3,500円、防災士資格取得試験受験料3,000円及び防災士認証登録料5,000円の計16,000円の研修費用が必要となる。

当該費用16,000円については、危機管理局及び職員災害応援隊の受講者に係る費用は消防防災課が、県土整備部の受講者分については県土整備部がそれぞれ負担している。

この点について、県から「県職員が、防災士としての知識・技能を学ぶことは、近年の頻発する災害に対応した県施策を企画・実施する上で必要な研修であることから、受講費用を県費で負担している。」との回答を得ている。

当該担当部課に関わらず、県の職員が、専門的な防災知識を習得することは、職責上必要であり、研修の場で知識の幅を広げていくのは重要なことと考える。

ただし、防災士という資格は、そもそも個人に与えられる資格であり、資格取得代も含めた全てを県費で賄う以上は、資格のより一層の活用が必要であると考えます。

第3 県土整備部・道路企画課

1 防災・安全交付金（交通安全）

（1）事業の概要

- ・ 保育施設・道路管理者・警察など関係機関による未就学児の園外活動ルートの合同点検において対策が必要とされた箇所について対策を実施。
- ・ 安全で安心な歩行空間を確保するため、歩道未整備区間に歩道・自転車歩行者道を整備。
- ・ 円滑な交通流を確保するため、交差点改良、視距改良等。
- ・ 適切な道路案内を行うため、案内標識の表示内容の修正。
- ・ 事故数減少、事故抑制を図る対策。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：598,145千円

決算額：現年：219,929,000円 繰越額 114,349,831円

（3）監査結果

防災・安全交付金（交通安全）について

具体的な事業として、防護柵設置、歩道・自転車歩行者道整備、交差点改良等、計38事業が実施されている。事業の選定にあたっては、渋滞箇所、事故危険箇所

等、実際の事故発生箇所や交通量、地域からの要望等を踏まえながら整備の必要箇所が抽出されている。

これらの実施事業のうち、次の事業を抽出し、入札関係等の資料確認及びヒアリングを行った結果、特に問題となる事項はなかった。

[監査対象事業]

国道 313 号（米里工区）ワイヤーロープ防護柵設置工事 設計業務委託

2 防災・安全交付金（災害防除）

（1）事業の概要

安心で安全な道路環境を提供するため、落石・崩壊等の恐れのある箇所に、災害による被害を防止する施設を設置する。

平成 8 年度、平成 13 年度及び平成 24 年度に防災総点検を行い、危険箇所の調査を実施し、その後の調査も加え、落石、斜面崩落などの恐れにより対策工事の実施が必要と判断された「要対策箇所」について対策工事の推進が図られている。

また、「要対策箇所」以外に落石、斜面崩落の可能性がある箇所を「カルテ対応（経過観察）」として整理し、道路パトロール等により監視している。

令和元年度末における対策状況は下表のとおりであり、未対策（事業中含む）となっている「要対策箇所」は全県で 313 箇所である。

<平成 24 年防災点検結果をもとにした道路防災対策箇所一覧>

（令和元年度末）

	940	要対策箇所		カルテ対応 （経過観察）	対策不要	計
		対策済み	未対策			
箇所数	940	627	313	865	449	2,254

【西伯根雨線 落石防護柵】



【西伯根雨線 落石対策 応急措置 土のう袋】



(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：938,780 千円 決算額：現年：371,674 千円 繰越額 802,321 千円

(3) 監査結果

ア 工事計画の優先順位について【意見】

上記(1)事業の概要の道路防災対策箇所一覧で示されているとおり、平成24年度の防災総点検に基づき要対策箇所とされた940箇所に対し、令和元年度末までに対策が完了しているのは627箇所である(約66.7%)。残りの313箇所については、引き続き対策を実施していく計画であるが、予算の関係もあり実際に対応が図られるのは令和2年度においては77箇所の対策を実施し、年間10箇所程度が事業完了するとの説明であった。この進捗速度でいくと、要対策箇所の全ての工事が完了するのは、30年以上の期間を要する計算になる。

予算に限りがある以上、短期間で全ての工事を完了するのは現実的に困難ではあるが、災害が発生してからでは手遅れである。そのため、工事計画に際しては有効性の観点から優先順位の選定が非常に重要となる。基本的には、総点検時における評点(危険度)の高い箇所から優先的に工事が進められる必要があると思われる。しかしながら、「要対策一覧」の資料を確認すると、必ずしも評点(危険度)の高い箇所から優先的に整備が進められているわけではない。

鳥取県地域防災計画において、道路の異常や落石の予防対策については、「大規模事故対策編」に定められている。当該対策編では、その目的を、「多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止すること」としており、落石等が大規模災害に繋

がる危険性を想定している。

以上のことから、工事の実施にあたっては、県の担当者より用地取得の交渉等、容易に進められない内容も含んでいるとの説明を受けてはいるが、人命に係わる事業であるため、当該内容における対処策の検討も踏まえた上で、工事計画の優先順位のあり方を今一度見直す必要性があると考ええる。

※鳥取県地域防災計画【大規模事故対策編】第1部「災害予防計画」

第2章「大規模道路災害の予防」

第1節「目的」

イ カルテ対応（経過観察）について【意見】

「要対策箇所」以外に落石、斜面崩落の可能性がある箇所を「カルテ対応（経過観察）」として整理し、道路パトロール等により監視する体制が敷かれている。令和元年度末時点においてカルテ対応（経過観察）とされている箇所は、865箇所である。

現地監査を行った日野振興センターにおいて、カルテ対応（経過観察）についてのヒアリングを行ったところ、「令和3年度日野県土整備局道路管理パトロール実施要領」の資料提示を受け、本要領に基づいてパトロールを実施しているとのことであった。

本要領では、パトロールの形態が「通常パトロール」、「定期パトロール」、「夜間パトロール」、「異常時パトロール」の4種類に分けられている。このうち、日常的に行われ、中心となっているのが「通常パトロール」である。「通常パトロール」においては、区分表が作成されており、1日の交通台数など対象区間の状況を踏まえてパトロールの回数が定められている。多い区間では週4回以上のパトロールが義務付けられている。2名1班体制で、パトロール車内から目視による確認、目視が困難な箇所等については、必要に応じて自転車又は徒歩により目視で確認を行うこととされている。

下記写真は、西伯根雨線における落石対策の成果物（上記写真）の現地確認を行った際に、偶然目に留まり撮影した写真である。同路線においては、区分表をみると週3回以上の「通常パトロール」が実施されている区間である。また、パトロール時における「点検事項表」を確認すると、法面においては、「植生の生育状況並びに雑木及び雑草の繁茂状況」、「倒木、落石及び法肩部の枯木の状況」といった点検項目も掲載されている。

通常パトロールで見逃された倒木が直ちに道路への落下が懸念される状態ではなくても、落下の可能性が認められるものであれば、人命にも係わる事態となる危険性があるため、危険回避の観点から速やかに除却するべきと考ええる。



【西伯根雨線 倒木リスク① アップ】



【西伯根雨線 倒木リスク① 全体】



【西伯根雨線 倒木リスク② アップ】



【西伯根雨線 倒木リスク② 全体】